

令和2年4月20日

保護者 様

佐渡市教育委員会
佐渡市南佐渡中学校
校長 吹屋 昇

「緊急事態宣言」に伴う臨時休業及び今後の学校行事変更のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、4月16日に「緊急事態宣言」が内閣総理大臣から示されました。このことを受け、佐渡市では市内全小中学校を下記のとおり臨時休業することにしました。また、臨時休業に伴い、1学期の行事を下記のように変更します。

ご理解とご協力をお願いします。

記

1 期 間 令和2年4月25日（土）～5月6日（水）

2 臨時休業期間中の対応

(1) 休校中の過ごし方について

- ① 不要不急の外出は控えてください。
 - ② 十分な栄養・睡眠をとるなど規則正しい生活を心掛けてください。
 - ③ 学校から出された課題や自主学習に積極的に取り組んでください。
 - ④ 毎朝の検温を引き続き実施し、体調管理に努めてください。
- ※ 上記内容については、24日（金）に直接生徒に指導します。

(2) 臨時休業期間中の連絡体制について

- ① 臨時休業期間の変更等、新たな対応が示された場合は、学級連絡網にて電話連絡します。
- ② 健康状態や生活の様子をうかがうために、各ご家庭に直接電話させていただきますことがあります。

(3) 学校行事について

1学期に予定されている3年生の修学旅行、1・2年生の島内旅行行事は、感染防止の観点から2学期以降に延期します。

3 その他

- (1) 臨時休業期間については変更になる可能性があります。その際は、改めて学級連絡網にてお知らせします。
- (2) お子さんのご家庭における健康観察をよろしくお願いします。もし、ご家庭内に感染者が出た場合は、すぐに学校にも連絡をお願いします。
- (3) ご不明な点がございましたら、中学校教頭（88-2102）まで遠慮なくお問い合わせください。